



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則（消費・くらし安全課）	1
告 示	
○県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）	2
○公共測量の実施の通知・2件（農地農村整備課）	2
○指定管理者の指定（ものづくり振興課）	3
○公共測量の実施の通知（道路管理課）	3
選挙管理委員会事項	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	3

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年1月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第1号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し及び同条中「程度」を「額」に改める。

別表第1 避難所の供与の項中「設置費」の次に「（法第4条第2項に規定する避難所の設置にあつては、災害が発生するおそれがある場合において必要となる費用に限る。）」を加え、

	(6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。	を
	(6) 法第4条第1項第1号に規定する避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣と協議して当該期間を定める場合には、この限りでない。 (7) 法第4条第2項に規定する避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から次に掲げる日までの期間とする。 ア 災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日 イ 災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じたため法第2条第2項の規定による救助を終了する旨を公示し、及び同条第1項の規定による救助を行う旨を公示した日	に

改め、同表災害にかかった者の救出の項中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同表災害にかかった住宅の応急修理の項中「災害にかかった」を「被災した」に、「1月以内」を「3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）」に改め、同表救助のための輸送及び賃金職員等雇上費の項中「被災者」の次に「（法第4条第2項の救助にあつては、避難者）」を加え、「災害にかかった者」を「被災者」に、「救済用物資の整理配分」を「死体の捜索」に、「カ 死体の捜索」を「カ 死体の処理」に、「キ 死体の処理」を「キ 救済用物資の整理配分」に改める。

別表第2中「方法及び程度」を「額」に改め、同表政令第4条第1号から第4号までに掲げる者の項中「24,500円」を「23,100円」に、「16,000円」を「16,500円」に、「14,900円」を「14,600円」に、「14,100円」を「14,200円」に、「15,600円」を「15,700円」に、「23,800円」を「25,500円」に、「24,900円」を「26,000円」に、「27,300円」を「28,500円」に改める。

第1号様式中「氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）」を「氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）」に改める。

第2号様式、第3号様式、第7号様式及び第8号様式中「氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）」を「氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に救助に係る費用が確定したものについて適用し、同日前に救助に係る費用が確定したものについては、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、宮積地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和4年1月24日から同年2月21日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第17号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、多良間村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 多良間村地内（大神地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年1月17日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第18号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、多良間村長か

ら次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 多良間村字塩川地内（多良間第2地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年1月17日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第19号

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）第6条の規定により、沖縄バイオ産業振興センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 バイオ産業振興センター運営共同体
代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市宇州崎7番地7
ヤシマ工業株式会社 那覇市久米2丁目16番25号
- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

沖縄県告示第20号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県八重山土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 与那国町字与那国
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年11月22日から令和4年3月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（路線測量及び現地測量）

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和3年沖縄県選挙管理委員会告示第14号は、廃止する。

令和4年1月21日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,518
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,984
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,827
うるま市選挙区	33,029
沖縄市選挙区	37,450
宜野湾市選挙区	26,236
浦添市選挙区	30,541
那覇市・南部離島選挙区	89,508
豊見城市選挙区	16,906
島尻・南城市選挙区	35,603
糸満市選挙区	16,156
宮古島市選挙区	15,253
石垣市選挙区	14,750
国頭郡選挙区	18,153
中頭郡選挙区	41,549

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---